六　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百八号）附則第十一条第一項

七　恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）附則第五条第一項

八　恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第八十三号）附則第十一条の二第一項

九　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第六十一号）附則第四条の二第一項

十　恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十一号）附則第十六条の二第一項

3　請求者（法附則第十三項、第十六項、第二十七項、第二十八項、第二十九項、第三十三項、第三十四項、第三十五項、第三十七項、第三十八項、第四十四項、第四十五項、第四十六項、第五十項、第五十一項、第五十九項、第六十項、第六十一項、第六十七項又は第六十八項の規定に該当する者を除く。）が法第三条第二項の特別給付金を受けようとする者であるときは、第一項に規定する請求書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第三条第一項に規定する特別給付金を受ける権利を取得したことを明らかにすることができる書類

二　前号の権利を取得した日から十年を経過した日において法第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有することを明らかにすることができる書類

4　請求者が法附則第十三項、第二十七項、第三十三項、第四十四項又は第五十九項の規定に該当する者として法第三条第二項の特別給付金を受けようとする者であるときは、第一項に規定する請求書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　死亡した者の死亡の原因が昭和六年九月十三日から昭和十二年七月六日までの間における傷病であることを明らかにすることができる書類

二　死亡した者の死亡の日を明らかにすることができる書類

三　法附則第十三項の規定に該当する者である場合には昭和四十九年十月一日、法附則第二十七項の規定に該当する者である場合には昭和五十八年四月一日、法附則第三十三項の規定に該当する者である場合には平成五年四月一日、法附則第四十四項の規定に該当する者である場合には平成十五年四月一日、法附則第五十九項の規定に該当する者である場合には平成二十五年四月一日において、法第二条第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有することを明らかにすることができる書類

5　請求者が法附則第十六項、第二十八項、第二十九項、第三十四項、第三十五項、第三十七項、第三十八項、第四十五項、第四十六項、第五十項、第五十一項、第六十項、第六十一項、第六十七項又は第六十八項の規定に該当する者として法第三条第二項の特別給付金を受けようとする者であるときは、第一項に規定する請求書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　死亡した者の死亡の日を明らかにすることができる書類

二　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十二号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年法律第二十九号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）